



# あんなが

平成26年

Vol.94

1月1号



## 火災による被害を防ぐ

11月10日(日)に、西毛総合運動公園野球場東側広場で安中市消防団ポンプ操法競技大会が開催されました。団員は、家族や関係者などが見守る中、自動車ポンプ操法の部、小型ポンプ操法の部において優勝を目指して日頃の訓練の成果を発揮しました。

自動車ポンプ操法の部 優勝 第4分団第2部(東横野)  
小型ポンプ操法の部 優勝 第13分団(九十九)

## 主な内容

- P 2 明けまして  
おめでとうございます ほか
- P 3 救急車を呼んだはずだけど…
- P 4-5 あなたの子育て、応援します。

## 市長対話の日

1月25日(土) ㊦ 第2会議室  
2月22日(土) ㊦ 市民ロビー  
午前10時～正午(受付は午前11時まで)

## 人口と世帯

住民基本台帳人口(11月末日現在)

日本人住民			外国人住民			合計
男	女	計	男	女	計	世帯数
30,134	31,198	61,332	157	250	407	24,406

※P12・13の間に医療費控除の封筒に入っていますのでご利用ください

# 明けまして おめでとうございませす

本年もよろしくお願い申し上げます

新年を迎え、本年が市民の皆さんにとって  
幸多い年でありませすよう心よりお祈り申し上げ  
げませすと同時に、市政への日ごろの深いご理  
解と多大なるご協力に對しませして、厚くお礼  
申し上げます。

市長 岡田 義弘

教育長 中澤 四郎

市議會議員

議長 伊藤 清

副議長 柳沢 吉保

金井 久男

櫻井 ひろ江

柳沢 浩之

佐藤 貴雄

吉岡 登

小林 訂史

今井 敏博

吉岡 完司

武者 葉子

上原 富士雄

川崎 文雄

小宮 ふみ子

大野 貞義

奥原 賢二

齊藤 盛久

中島 徳造

土屋 弘

高橋 由信

上原 和明

田中 伸一

廣瀬 晃

柳沢 健二

(議席順)

農業委員会委員

会長 中島 武司

副会長 高林 一郎

会長職務代理者

丸山 征二

土屋 智則

山田 茂

清水 尚幸

小坂橋 新平

須藤 幸男

田村 準一

須藤 房二

田村 佳孝

佐藤 重義

志村 正巳

白石 力

平柳 要

肉田 忠雄

原 俊幸

大川 原陽子

大澤 良秀

上原 正孝

鍋島 義明

武井 正夫

佐藤 功

小井 圭政世

大貫 薫

小坂橋 博

柳澤 今朝孝

上原 一夫

金井 和夫

行男

(議席順)

## 平成25年第4回

### 安中市議会議定例会報告

12月9日(月)から12月19日(木)の、11日間の会  
期で平成25年第4回安中市議会議定例会が開催され、15  
議案を市長が提出しました。

- 安中市碓氷川クリーンセンターし尿処理施設基幹的  
設備改良工事請負契約締結について
- 安中市大規模太陽光発電設備設置促進条例の制定に  
ついて
- 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例  
の整理に関する条例の制定について
- 安中市市税条例の一部を改正する条例について
- 安中市都市計画税条例の一部を改正する条例につい  
て
- 安中市社会教育委員条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 安中市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正  
する条例について
- 安中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 安中市介護保険条例及び安中市後期高齢者医療に関  
する条例の一部を改正する条例について
- 安中市市営住宅等管理条例の一部を改正する条例に  
ついて
- 市の境界変更について
- 境界変更に伴う財産処分に関する協議について
- 平成25年度安中市一般会計補正予算(第3号)
- 平成25年度安中市国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)
- 平成25年度安中市水道事業会計補正予算(第1号)



# 救急車を

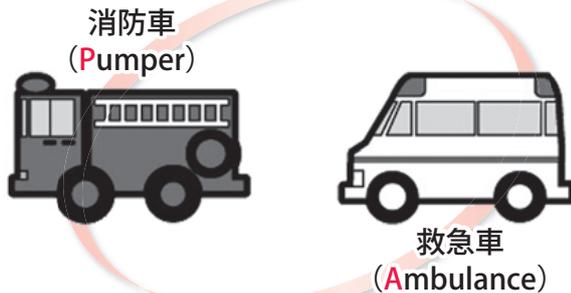
# 呼んだはずだけど...

## 救急現場に消防隊も出動します

「救急車を呼んだのに、消防車が来た！」とビックリされる場合があるかもしれません。

これは、近くの救急車が出場中の場合や、近隣消防署の救急車が到着するまでの間などに、先に到着したポンプ車隊員が、傷病者の救護や救命処置などを迅速かつ確実に行うことで救命効果を高め、一人でも多くの命を救うことを目的として行っております。

これを「PA連携」といいます。



PA連携とは、救急現場において消防隊と救急隊が連携して救急・救護活動などを行うことの総称です。消防ポンプ車 (Pumper) と救急車 (Ambulance) の双方の頭文字から「PA」として、全国の消防本部において広く使用されている用語です。

119番通報を受信した

時点で、階段や通路が狭く、傷病者の搬送が難しいとき、交通量が激しい場所などで傷病者や救急隊員の安全を確保する必要が有的时候や救急隊員だけでは対応が困難と判断した場合などに、救急活動を支援するために消防隊を出動させる連携活動を行っております。

## サイレン音が違います

消防車が緊急に出場するときのサイレン音を区分して使用しています。



火災出場のとき……ウーカンカンカン (サイレン音と警鐘の併用)

火災以外のとき

・PA連携出場 ・救助出場 ……ウーウー (サイレン音のみ)  
・警戒出場 ・水防出場 など

## 救急車の適正利用を

近年、救急車の出場件数・搬送人員数はともに増加しており、救急隊の現場までの到着時間が遅くなっています。また、救急車で搬送された人の約半数が軽症と診断されています。

救急車は本来、命にかかわるような病気やケガの人を一刻も早く病院に搬送する必要がある場合に利用するものです。重症者への救急対応が遅れ、生命に危険を及ぼす心配があることから、緊急性のない場合は自家用車などを利用するようお願いいたします。

問合せ▶高崎市等広域消防局警防課 (☎324-2216)

# あなたの子育て、応援します。

市では、児童の一時保育や、病後児保育、休日保育など、保護者の就労の形態の多様化に伴う支援や、保護者の傷病などによる緊急時を支援するため、下表のとおり子育てを応援しています。



問合せ先	利用方法	利用料金	保育時間	利用定員	実施園	対象児童	実施内容
安中保育園 (☎381-0640) 後閑あさひ保育園 (☎385-5541) あさひ第二保育園 (☎384-1501) 市立松井田第一保育園 (☎393-3891) 市立松井田第二保育園 (☎393-3892)	利用を希望される保育園に直接お申し込みください。	各保育園にお問合わせください。	一カ月14日以内 ○月～金曜日(祝日除く) 午前8時15分～午後0時15分 午後0時15分～4時15分 ○土曜日 各保育園にお問合わせください。	若干名	安中保育園 後閑あさひ保育園 あさひ第二保育園 市立松井田第一保育園 市立松井田第二保育園	1歳から小学校就学前で、保育園などに入園していない児童	就労形態の多様化に伴う一時的な保育および保護者の傷病など(災害、出産、介護、冠婚葬祭など)による緊急時に児童の保育を行います。
市立原市保育園 (☎385-5233)	事前に困り子ども課または市立原市保育園で登録が必要です。実際に利用する際に、電話予約のうえ利用申請書などを市立原市保育園に提出してください。	一日1,000円 ※他に診療情報提供書作成料(市内医療機関300円)が必要となります。	一回の利用につき連続7日まで ○月～金曜日(祝日除く) 午前8時～午後6時	一日3人	市立原市保育園	市内在住または保護者が市内に勤務する1歳から小学校3年生までで、傷病の回復期にある児童	病気やケガの回復期にある集団保育などが困難な児童を、看護師と保育士がその児童の体調に合わせて保育を行います。
秋間中央保育園 (☎382-10334)	事前に困り子ども課または秋間中央保育園で登録が必要です。実際に利用する際は、利用希望日の7日前までに秋間中央保育園にお申し込みください。	○3歳未満児 一日2,400円 半日1,200円 ○3歳以上児 一日1,400円 半日700円	原則として午前8時～午後5時	一日10人程度	秋間中央保育園	日曜日および祝日(12月29日～1月3日を除く)において保育が必要と認められる、市内在住の0歳から就学前の児童	日曜や祝日に仕事や病気などにより、家庭で保育ができない場合に、その児童の保育を行います。

## ●保育料の納付はおはやめに

保育園でお子さんを保育するために必要な経費は、保護者の皆さんの納付いただいた保育料と残額は国・県・市が負担しています。

保育園の円滑な運営を図るため、保育料の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。なお、納め忘れがある場合は、早急に納付いただきますようお願いいたします。一括納付が難しい場合は必ずご連絡をお願いします。

### ■保育料の算定

両親の前年の所得・控除額などの算定資料をもとに算定しています。母子・父子家庭の場合は、同居している祖父などの所得も算定資料となる場合があります。同一世帯で2人以上が同時入園している場合、2人目は保育料が1/2となります。なお、3人目以降は同時入園にかかわらず、申請により無料となります。

### ■収入が減少し、保育料が納付できない場合は…

保育料は前年の所得に応じて算定されています。前年よりも所得が減少し、納付が難しい場合は、印鑑をご持参いただきご相談ください。児童手当からの天引きによる納付も可能です。

### ■督促状・催告状が届いたら…

早めの納付をお願いします。督促状・催告状が届いたにも関わらず、納付も相談もない場合は、保護者の財産(預貯金・給与など)の差押を行うこととなります。「督促状発送日から10日を経過したときは差押しなければならない」と法律に明記されています。

また、「いつ差押を執行します」と連絡することはありません。

なお、保育料を滞納している人に対しては、市は法律に基づいて、すべての財産について調査する権限を持っています。調査を受けた勤務先・金融機関などはその調査に協力しなければならず、個人情報保護法に触れることはありません。

### ■まずは相談を

納付の方法には、分割納付や児童手当からの天引きも可能です。まずは、ご相談ください。



問合せ▶困り子ども課保育助成係 (☎内線1161)

# 高齢者の所得税法、地方税法上の 障害者控除の認定

**65歳以上の要介護認定者が対象**  
**1月20日(月)から発行**

市では、平成25年分所得税確定申告の「所得税、地方税法上の障害者控除」を受ける人を対象に、申請に基づき障害者控除対象者の認定を行い、「障害者控除対象者認定書」の交付を1月20日(月)から始めます。対象となるのは、身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上で要介護認定(要介護1～5)を受けている人で、国が定める「障害高齢者の日常生活自立度(ねたきり度)判定基準」および「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」に基づき、要介護認定調査の「日常生活自立度」などの情報をもとに、市の判断基準によって認定された人です。

「家の中の生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない」、「認知症により意思疎通が図れない」などの状態の人、またはそのような人を扶養している人は、お早めにご相談ください。

## 申請方法

あらかじめ要介護認定者の同意を得て、**困**介護高齢課または**松**保健福祉課の窓口にて用意してある申請書に必要事項を記入して提出してください。

なお、障害者控除対象者認定申請書は、市ホームページの「各種申請書ダウンロード」の介護保険コーナーからも印刷ができます。

## 持参するもの

申請者の印鑑をお持ちください。

**問合せ**▼**困**介護高齢課認定調査係(☎内線1183)

**松**保健福祉課健康介護係(☎内線2151)



# 地区別懇談会を開催します

市では、市民の皆さんに密着した行政運営を行うため、昨年同様に地区別懇談会を開催します。

これからの地域づくりや市政について皆さんが感じていることなど地域に密着した声を聞かせていただき、今後の市行政の運営に活かします。事前の予約などは必要ありません。会場に直接お越しください。多数の皆さんの参加をお待ちしています。

また、特定のテーマに関する懇談会ではありません。日頃、感じていることを市長に直接お話しください。

日程は下記のとおりで、時間は各会場とも午後7時から8時30分までの予定です。

## 問合せ

**困**秘書課広報広聴係

(☎内線1014)

月	日	会場	対象地区
1月	27日(月)	坂本公民館	坂本
	30日(木)	西横野定住センター	西横野
2月	3日(月)	白井小学校	白井
	4日(火)	松井田庁舎	松井田
	5日(水)	九十九創作館	九十
	6日(木)	細野ふるさとセンター	細野
	7日(金)	原市公民館	原市
	10日(月)	秋間公民館	秋間
	12日(水)	安中公民館	安中
	13日(木)	岩野谷公民館	岩野谷
	17日(月)	磯部公民館	磯部
	18日(火)	板鼻公民館	板鼻
	19日(水)	東横野公民館	東横野
	20日(木)	後閑公民館	後閑

※対象地区は目安ですので、ご自分の地区以外に参加していただくことも可能です。

# 所得税および復興特別所得税と市・県民税の申告

平成25年分の所得税および復興特別所得税、市・県民税の申告時期になりました。日時や必要書類を確認し、期限までに申告しましょう。期間中は会場が大変混雑しますので、郵送による提出やインターネットを利用した申告がおすすめです。

## ■確定申告について

高崎税務署では、ビエント高崎を会場に平成25年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談・申告書の受付を行います。申告が必要な人は日時・書類を確認して期限までに申告しましょう。

会場▼ビエント高崎 (高崎市問屋町2-17)

受付時間▼午前9時～午後4時

申告期間 (ビエント高崎)▼

2月13日 (木) ～ 3月17日 (月)

※土・日曜日 (左記日曜相談日以外) を除く。

※この期間は高崎税務署には相談会場がありませんので、ご注意ください。

日曜相談日▼2月23日 (日)・3月2日 (日)

日曜相談日受付時間▼午前9時～午後4時

※市役所困・函では簡易な確定申告に限り、相談・申告書の受付を行います。次のいずれかに該当する人はビエント高崎で申告をお願いします。

- 営業所得 (税務署から申告書が送付された人)
- 青色申告
- 譲渡所得 (土地・建物・株式など)
- 外国為替証拠金取引 (FX) による所得
- 肉用牛の売却による所得
- 山林所得
- 初回の住宅ローン控除

## ■申告書の作成はインターネットで

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。作成したデータはe-Tax (電子申告) を利用して提出することができます。印刷して「書面」により提出することもできます。

また、「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙などは国税庁ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

※申告書を郵送で提出する場合は、「郵便物」(第一種郵便物) または「信書便物」として送付してください。宛先▼〒370-0045

高崎市東町134-12 高崎税務署 宛

封筒に「申告書在中」と記載してください。

## ■市・県民税の申告について

次のいずれかに該当する人で、確定申告をする必要がない人は市・県民税の申告をお願いします。(確定申告をすれば、市・県民税の申告は必要ありません)

- 遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみで、同居の親族の扶養になっていない人
  - 所得証明書などの証明書が必要になる人
  - 給与所得者で勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されていない人(勤務先にご確認ください)
  - 給与・公的年金以外の所得がある人(20万円以上の場合)は確定申告をしてください
  - 市外在住者の扶養になっている人
- 会場▼市役所困・函
- 受付時間▼午前9時～午後4時
- 期間▼2月13日 (木) ～ 3月17日 (月)
- ※土・日曜日を除く。

## ■社会保険料控除用納付額確認書の発送

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額確認書を1月下旬に発送します。この確認書には平成25年中にお支払いいただいた社会保険料の額を記載してありますので、申告で社会保険料控除を受ける際には添付してください。

## ■障害者控除を申告する皆さんへ

障害者控除の申告には、毎年資料の提示が必要です。申告の際には障害者手帳またはそのコピー(氏名・等級が確認できるところ)か、P6に記載の「障害者控除対象者認定書」をご用意ください。なお、障害年金の受給のみでは障害者控除は受けることができませんので、ご注意ください。

## ■待ち時間短縮にご協力ください

申告期間中は大変混雑しますので、待ち時間短縮のためにも次のことにご協力ください。

- 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成して税務署への提出をお願いします。
  - 医療費控除を申告する場合は、平成25年中に支払った医療費の領収書の集計を事前に行ってください。(インフルエンザの予防接種や診断書代などは医療費控除の対象外なので、ご注意ください)
  - 農業・営業・不動産所得などの収支内訳書は必ず事前に記入してきてください。(金額が集計されていない場合、申告を受けられない場合がありますので、ご了承ください)
- P12・13の間に申告に関する詳細を掲載していますので、そちらも御覧ください。



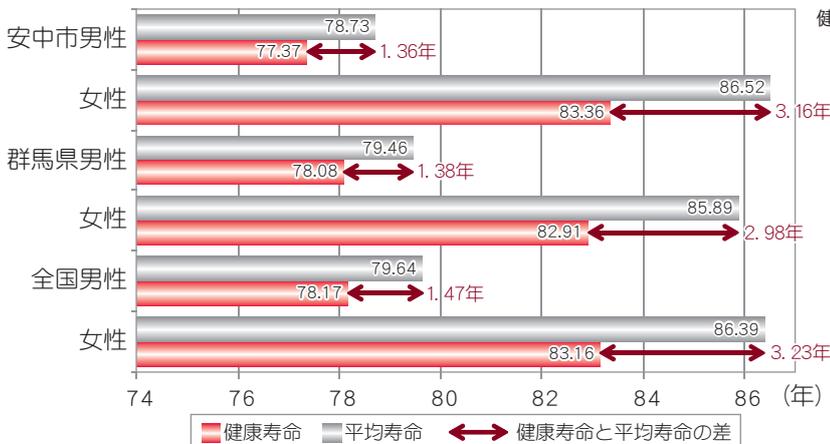
# 『いきいき 安中健康21』 からのお知らせ

## ◎ 栄養・食生活についての健康メモ

生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、健康の増進を形成する基本的要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要です。

特に栄養・食生活は、生命を維持し、健康で質の高い生活を送るために欠くことのできない営みであり、多くの生活習慣病の予防のほか、社会機能の維持・向上の観点からも重要とされています。

### ◆ 安中市の平均寿命と健康寿命(平成22年度)



健康寿命とは：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと



※本市の数値は、平成24年度厚生労働科学研究費補助金による「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究班」が作成した「健康寿命の算定プログラム」を使用し、本市で試算したものです。  
※全国および群馬県の数値については、上記研究班が公表した「健康寿命の算定方法の指針」に記載のある「日常生活動作が自立している期間の平均」の算定結果から抜粋。

## 「もっと野菜を **350** プロジェクト」

成人一人一日当たりの野菜摂取量の目標は350g（うち緑黄色野菜の摂取量の目標120g）ですが、平成22年度群馬県健康・栄養調査によると、平均で305.7gとなっており、男女とも全世代にわたり少ない傾向です。血圧が高めの人や糖尿病が心配の人など、生活習慣病の予防として、体内の余分な塩分（ナトリウム）を外に出すカリウムを多く含む野菜を日頃から積極的に食べることが大切です。

「もっと野菜を350プロジェクト」は、西部県民局内の保健所および市町村栄養士、地域活動栄養士などが農業事務所（農業指導センター）と連携し、「野菜摂取量」の増加に向けた普及啓発を図り、旬の野菜や地元野菜を豊富に使うなど、地産地消に繋げる取り組みを行っています。

食べてますか？  
**野菜**



### 野菜を上手に食べるコツ

- ① 毎食野菜を食べるように心がける（1日5皿を目標に）
- ② 茹でたり、煮たり、炒めたり加熱して食べる
- ③ まとめ茹でて、まとめ蒸した野菜を朝食に利用する
- ④ 野菜たっぷりの汁物を作る
- ⑤ 野菜を使った常備菜を作っておく
- ⑥ 焼き肉や焼き魚の下にたっぷりの蒸し野菜を敷く

次回は、2月1日号に『運動について』を予定しています。

問合せ▶ 困健康づくり課保健指導係(☎内線1173)

# 早めの受診をお願いします。

～今年度の市の検診は1月31日で終了となります～

今年度の市の検診は、1月31日(金)で終了となります。平成25年6月以降、下記検診を受診していない人で検診を希望する人は、オレンジ色の封筒に入っている受診シールを持って早めに市内指定医療機関にて受診してください。

大腸がんの個別検診については、検体を医療機関に提出する期限が1月31日となりますので、期限内に提出できるように、前もって早めに医療機関へ容器を取りに行くことをおすすめします。

なお、乳がん検診と子宮頸がん検診については、集団検診でも1月28日(火)までの指定日程であれば保健センターなどで検診を受診することができます。集団検診を受診する際は、受診シールと受診票が必要となりますので、必ずお持ちください。

平成 25 年度 各種検診の種類と対象者(年齢は平成 26 年 3 月 31 日時点での年齢です)

結核検診	40歳以上
大腸がん検診	40歳以上
胃がんリスク検診	40・45・50・55・60・65・70歳
前立腺がん検診	50歳以上の男性
乳がん検診	40歳以上の女性で平成24年度に市の乳がん検診を受けていない人(市の検診は2年に1回です)
子宮頸がん検診	20歳以上の女性
肝炎ウイルス検診	40歳以上で今までに市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない人

※大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券の有効期限についても1月31日となっています。

問合せ▶困健康づくり課予防係(☎内線1172)

# 「噛むことの大切さ」

～よく噛んで健康・長生き～

市では、市民の健康づくりへの関心の高まりを受けて、「健康で明るく、夢と希望を持って暮らすことのできるふるさとづくり」を進めるための事業として「市民健康公開講座」を実施しています。

今回の講座では、生涯にわたって健康を維持するために必要な口腔機能の重要性について考えていきます。

演題▶噛むことの大切さ

講師▶嶋田 淳 先生

(明海大学歯学部教授)

日時▶1月25日(土)

開場▶午後1時30分

開演▶午後1時50分～3時20分

会場▶安中市文化センター ホール

入場▶無料(全席自由)

主催▶安中市健康づくり推進協議会・安中市

共催▶一般社団法人安中市医師会

問合せ▶困健康づくり課保健指導係

(☎内線1173)

一般社団法人安中市医師会

(☎381-0404)



講師:嶋田 淳 先生

(明海大学歯学部病態診断治療学講座口腔顎顔面外科学分野1教授)

「現代日本人の死亡原因2位の心筋梗塞と4位の脳梗塞には生活習慣病、特に過食、高カロリー摂取などの食習慣が大きく関係しています。健康長寿の達成には、この過食を抑えるための「よく噛む」ことが大切です。それには乳幼児期から虫歯予防につとめ、高齢者になっても自分の歯でしっかり食べられることが重要となります。」

「**歯科口腔外科**」のエキスパートが、**今語ります**

# 国民年金からのお知らせ



**20歳になったら必ず  
国民年金に加入しましょう**

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。学生も、20歳になれば国民年金に加入することになります。20歳の誕生日に日本年金機構から通知が届きますので、すみやかに市役所<sup>☎</sup>の国民年金担当係で加入手続きをしてください。

ただし、すでに就職して厚生年金や共済組合に加入している人は、第2号被保険者として国民年金にも加入していませんので、手続きは不要です。

また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。学生については学生期間中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』、学生以外の人については保険料の納付が免除または猶予される『免除制度』や『若年者納付猶予制度』です。この猶予（免除）を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けることができます。（一部免除の場合には残りの保険料を納めないで未納と同じ扱いになり、障害基礎年金が受けられない場合があります）

なお、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に保険料を納めること（追納）が必要です。

学生納付特例制度などを申請する人は、市役所<sup>☎</sup>の国民年金担当係で手続きをしてください。

くわしくは高崎年金事務所にお問い合わせください。

問合せ▼高崎年金事務所（☎322-7731）



**「公的年金等の源泉徴収票」  
が送られます**

老齢を支給事由とする年金を受けている人には、1月中旬から下旬にかけて日本年金機構から『公的年金等の源泉徴収票』が送られます。この源泉徴収票には、昨年の1月から12月までの1年間に支払われた年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています。（介護保険料などが年金から特別徴収されている場合の源泉徴収額は、支払われた年金額から介護保険料額などを控除した後の金額で計算されています）年金のほかに収入があるなどの理由で確定申告をする人は、申告手続きをする際にこの源泉徴収票が必要になります。

もし、1月末日までに源泉徴収票が届かない場合や紛失してしまった場合には、年金証書など本人確認ができる書類（運転免許証など）を持参のうえ、住所

地を管轄する年金事務所まで再発行の手続きをしてください。なお、遺族年金、障害年金には税金がかかりませんので、これらを受給している人には源泉徴収票は送られません。



問合せ▼高崎年金事務所お客様相談室

（☎322-7753）

## 高齢者叙勲



旭日単光章  
金井 亮さん  
(松井田町下増田)



瑞宝双光章  
中山 肇さん  
(松井田町坂本)

高齢者叙勲・群馬県功労者表彰  
おめでとうございます

## 県功労者表彰



地方自治功労  
柳澤 健一さん  
(板鼻)



消防防災功労  
町田 純一さん  
(中後閑)



保健功労  
黒澤 英雄さん  
(松井田町入山)



## コミュニティセンターを 整備しました。

財団法人自治総合センターでは、宝くじの収益による助成事業を行っています。

この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉に寄与することを目的に、自治会などへ助成を行っているものです。

安中地区第一区が、この助成事業によりコミュニティセンター「中宿公民館」の整備を行いました。

問合せ▶困企画課企画調整係 (☎内線1022)



# 気づき つなぎ 見守り

## 安中地域自殺予防対策連絡会議

— 第 14 回 —

看護職の立場からの自殺予防について



安中地域自殺予防対策  
連絡会議委員

小原加代子

(群馬県看護協会安中地区支部長)

21世紀は「心の時代」と言われていますが、精神疾患や自殺者の増加、虐待・家庭内の暴力など、心を病む人に対する医療・福祉の両面からの支援が大きな課題となっています。

毎年、自殺者は3万人前後で推移しており、亡くなる人の40人に一人にあたります。さらに、少なくともその10倍の自殺未遂者がいるといわれています。

自殺の危険性が高い人は、多くの場合「苦しみから逃れたい(死にたい)」「やはり生きていたい」という2つの相反する感情が同時に存在し、また、思考や行動の幅が狭まり、「死ぬしかない」

「死ねば楽になれる」と極端な考えに陥ってしまいがちです。

特に高齢者の場合、自殺の要因として、次の3つが挙げられます。①健康問題が自殺の「原因・動機」として最も多くなっています。継続的な身体的苦痛により精神的苦痛が強まることで、うつ病の誘因となり、自殺につながると考えられます。②配偶者、子、兄弟など近親者の病気や死は耐え難いものであり、自殺の大きな誘因となります。高齢者は、行動範囲が狭くなりがちで、近親者の不幸により強い喪失感と孤独感が生じ、うつ状態になることがあります。③一人暮らしよりも

家族との同居の方が自殺者が多いこともあり、ます。自身の衰えの自覚から悲観的になり、家族に対する遠慮が生じるようです。

自殺しようとした人たちが周囲の支援で元気になったとき、「私は、なんであんなに死にたかつたのだろうか?」と話す人がいます。

看護職の立場から自殺予防を考えると、大きな役割のひとつが「患者さんの体のお世話だけでなく、心に寄り添う」とであり、看護職の多くが、悩む人の心に寄り添い、心を立て直すお手伝いができないだろうか?と常に考えています。看護職は、悩んでいる人に付き、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」です。

人の心は、だれか自分以外の人に寄り添ってもらうことで、いかなる状態からも立ち直り、希望を見出すことが可能だと言われています。

看護協会は、これから専門職としての役割を果たし、皆様が健康で安心した生活が送れるよう努力していきたいと考えています。

問合せ▼

困福祉課障害福祉係

(☎内線1154)

自殺しようとした人たちが周囲の支援で元気になったとき、「私は、なんであんなに死にたかつたのだろうか?」と話す人がいます。

群馬県の最低賃金が改定されました 必ずチェック最低賃金! 使用者も 労働者も

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間 707円	発効日 平成25年10月13日
特定最低賃金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】	1時間 815円	発効日 平成25年12月28日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	1時間 804円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	1時間 802円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	1時間 804円	

- 最低賃金は時間額で定められており、すべての労働者・使用者に適用されます。
- 群馬県最低賃金(地域別最低賃金)は、平成25年10月13日から、特定(産業別)最低賃金は、平成25年12月28日から改正発効しています。

問合せ▶群馬労働局労働基準部賃金室 (☎027-210-5005)

群馬労働局ホームページ: <http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



# 男女共同参画推進委員会

平成25年度男女共同参画に関する作文 入選作品

第34回

高校生・一般の部 入賞

性別による考えの意識変革

岡田 昌道 (岩野谷地区)

男女が、性別に関係なく、能力を發揮できる社会の実現には、私たちの考え方を改めて考えることが必要である。男性、女性という性別だけによる誤った大人の考え方が、子どもたちに影響している。それが受け継がれ、今でも男女差別につながり、男女共同参画社会の実現を妨げている。

2013年3月、ある会社が行った調査で、今春に大学などを卒業して就職した女性の2人に1人が就職活動中に女性で損をしたと思った経験があると回答している。具体的には、結婚や出産の質問を受け、女性が不利と感じているという。また、総合職よりも一般職を勧められ、希望する働き方を理解してもらえないという不満の声もあるという。

今でも、女性、男性だからこの仕事をすべき、これは行わないという考えが根付いており、女性がすべきと考えられている職業に男性が就こうと考えても周囲の反対や採用に至らず、その逆の場合も同様である。しかし、このような考え方は、正しくないといえる。女性や男性という性別で考えるのではなく、その人の個性や能力で考えるべきだ。その人の個性や能力は、性別では判断できない。男性がすべきという考えがある仕事でも男性の人よりも女性の人の方が優れている可能性がある。それは、性別に関係なく、その人の能力次第だからだ。女性は、育児や家事をすべきという古い

考え方が今なお残っており、私は不思議である。男性も育児や家事をすれば良いのではないか。なぜなら、性別だけで役割分担を考えているからだ。実際は、男性が育児をするために、育児休暇を取得しようとする上司や周りから反対され、取得できない状況である。そこから、いくら行政が男女共同参画社会の実現に向けた政策を実行しても、人々の旧来の考え方を変えていかなければ意味がない。これが男女共同参画社会の進まない原因である。

これからの地域を支え、発展させるには、男女ともに性別に関係なく能力を發揮できる社会が必要である。そのためには、私たちの誤った男性、女性という性別だけで判断する考えを改める必要がある。そうしなければ、子どもたちが学校で男女共同参画社会の考えを教わったとしても、その考えが根付かず、旧来の誤った考えが受け継がれてしまう。私たちが性別だけで判断するという考えを捨て、新たに学び直し、意識することが大事ではないか。そうすることにより、男性、女性が性別を気にすることなく個性や能力を發揮できる社会の実現につながる、子どもたちが大人になる頃には、そのような社会が必ず実現している。

まずは、私たちが、旧来の考えを捨て、個性や能力で考えるということに身に付けなければならぬ。それが完全な男女共同参画社会の実現を達成することにつながる。そのことによって誰もが、個性や能力を十分に發揮した豊かで充実し、やりがいのある社会の実現につながる第一歩といえるのではないだろうか。

問合せ▼困企画課女性政策係

(☎内線1021)

## 消費生活センターからのお知らせ

公的機関を名乗り商品やサービスを契約させる 『かたり商法』が急増

最近、市役所職員や消費生活センターなどの公的機関を装って商品を売りつける手口の「かたり商法」が増えています。公的機関の職員を名乗る人物から、法的義務があるなどと不安をあおられて、商品やサービスを契約してしまうケースが発生しています。

①「安中市役所〇〇課の〇〇と申しますが、お客様の世帯人数を教えてください」と男性の声で電話があった。何の疑いもなく「一人暮らしです」と答えてしまった。市役所からだと言うので安心して返答をしたが、後でよく考えると家にいることが多い高齢者を狙って、電話をかけてきた可能性が高いと思った。市役所はこのような電話をしているのか。

②消費生活センターの職員を名乗る男性が来訪し、「過去に布団を訪問販売で購入したお宅を訪ねています。今後、押し売りの被害にあわないために国が抹消の手続きを取りますので、その費用を用意しておいてほしい」と言われた。再度訪問すると帰った。

### 【ひとことアドバイス】

公的機関の職員を名乗られても、それだけで信用してしまうのは危険です。

話を鵜呑みにせず、必ず関係機関に連絡し確認してください。また、相手の電話番号を表示させる機能がついた電話機を導入することや、留守番電話機能付きの電話機を活用し、知らない相手からの電話には出ないようにすることも一つの方法です。

消費生活センターでは被害を回復するための手続きに、訪問した電話をかけることはありません。相手の身分が分かる名札などをチェックしましょう。特に金銭を要求された場合は、決して信用してはいけません。きっぱり断りましょう。

### 【まずは相談しましょう】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月(金曜日(祝日を除く)) 午前9時～午後4時  
問合せ▼安中市消費生活センター (☎382-2228)

# 催し物ガイド

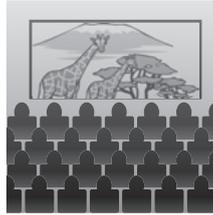
(12月17日現在の情報です。詳細はお問い合わせください。)

## 松井田文化会館

### 今月のピックアップ

### 春の映画鑑賞会のお知らせ

松井田文化会館では  
今後の催し物として、  
**3月9日(日)**に  
**「春の映画鑑賞会」**  
を予定しています。



チケット発売は、2月8日(土)の予定です。

上映作品・チケット料金など詳細は「広報あんなか  
2月1日号」でお知らせしますので、どうぞお楽しみに…!!

### 1月1日から2月15日までのスケジュール

大ホール

#### 第18回峠のまち新春コンサート

1月26日(日) 13:30開演(13:00開場)  
主催:安中市文化協会松井田支部  
入場:(全席自由)500円



新春コンサート出演団体

#### スプリングフェスティバル

2月1日(土)~2日(日)  
主催:安中市生涯学習推進協議会 他  
※詳細は、P15ページをご覧ください。



昨年の展示風景

#### 音楽教室発表会

2月9日(日) 13:00開演(12:30開場)  
主催:のんのん音楽教室  
入場:無料

小ホール

#### 生活雑貨・衣料品の展示販売

2月7日(金)~9日(日)  
10:00~20:00(9日は17:00まで)  
主催:(株)グットヒル  
入場:無料

問合せ

松井田文化会館 ☎393-4400  
午前8時30分~午後5時15分の間  
休館日はP22をご確認ください

## 安中市文化センター

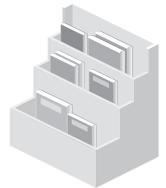
### 今月のピックアップ

### 安中市図書館がリニューアルオープン

1月4日から安中市図書館がリニューアルオープンいたします。

#### オープン後の変更点

- 館内の机(閲覧室を除く)・椅子を一新
- パソコン優先コーナーを設置  
パソコンを持ち込んで、調べ物や資料作成などにご利用いただけます。  
※インターネット(WiFi)を使う場合は申込みが必要となります。
- 絵本コーナー専用の部屋を設置
- 児童図書を新しく充実



そのほか、床・壁・お手洗いなどを改装し、綺麗になりました。バリアフリーに配慮した作りにもなっております。この機会に図書館を利用したことがない人もぜひ来館ください!

### 1月1日から2月15日までのスケジュール

ホール

#### 平成26年成人式

1月12日(日) 9:40~12:00 入場:関係者  
問合せ:☎生涯学習課(☎内線2243)

#### 青年会議所講演会「野球から学ぶこと、そして夢の実現」

1月19日(日) 13:00~15:00 入場:関係者、一般入場  
問合せ:安中青年会議所(☎382-2824)

#### 安中総合学園高校総合研究発表会

1月24日(金) 13:00~15:55 入場:関係者  
問合せ:安中総合学園高校(☎381-0227)

#### 市民健康公開講座「噛むことの大切さ」

1月25日(土) 13:50~15:30 入場:無料  
問合せ:☎健康づくり課(☎内線1173)

#### スプリングフェスティバル ステージ発表・記念講演

2月8日(土) 13:10~16:30 入場:無料  
問合せ:☎生涯学習課(☎内線2242)

#### JAM Project LIVE TOUR 2013~2014 THUMB RISE AGAIN

2月15日(土) 17:30~ 入場:一般6,825円  
問合せ:文化センター(☎381-0586)

学習室など

#### 高崎・安中地域文化フェスティバル<展示部門>

2月1日(土)~3日(月)  
9:00~17:00(3日は15:00まで) 入場:無料  
問合せ:安中市文化協会(☎381-0586)

#### 市民パソコン教室

1月9、11、16日(木、土) 2月6、13、15日(木、土)  
13:30~15:30 会場:2Fパソコン室  
入場:無料

#### 初心者パソコン講座

1月18~31日 2月1、2日(土、日)  
9:00~16:00(1月27、29、30、31日は、13:00~16:20)  
会場:2Fパソコン室 入場:無料

問合せ

安中市文化センター ☎381-0586  
午前8時30分~午後5時15分の間  
休館日はP22をご確認ください



# 生涯学習だより

## 平成25年度スプリングフェスティバル

平成25年度スプリングフェスティバルを下記の日程・内容で開催します。生涯学習の成果を皆さんぜひご覧ください。

### 松井田会場（松井田文化会館）

2月1日(土)・2日(日)

1日	○作品展 午前9時～午後5時	
	○作品展 午前9時～午後3時	
2日	○体験事業 時間：午前10時～ (定員になり次第受付終了) 場所：ロビー、ギャラリー ほか 内容：フラワーアレンジメント 干支(午)のストラップ作り 椿の実のブローチ作り、釜めし蓋絵体験 絵てがみ体験、豆ぞうりストラップ作り 友禅染入門、多肉植物の寄せ植え、 将棋大会(オープン参加) ※各講座(将棋大会を除く)とも有料です。	
	○八城人形浄瑠璃定期「城若座」公演(人形教室発表会) 時間：午後1時30分～ (開場：午後1時) 場所：大ホール 入場：無料 全席自由 演目：傾城阿波の鳴門 「巡礼歌の段」(受講生による) 演目：奥州安達ヶ原三段目 「袖萩祭文の段」(城若座技芸員による)	
	○郷土料理「試食」 時間：午前11時00分～(2F学習室にて試食開始) (午前10時から1Fロビーで整理券を配布します) 内容：具だくさんカレーライス 250食 (協力：安中市食生活改善推進委員協議会)	

### 安中会場（安中市文化センター）

2月8日(土)

○どきどき体験(8講座) 午前9時30分～

講座	定員	講座	定員
手まり	50人	羊毛フェルト	20人
絵手紙	20人	飾り手まり	25人
釜めしのふたアート	50人	水墨画	20人
トールペイント	50人	キューブカレンダー	50人

※各講座とも有料です。

○市民ときめきスクール(4講座) 午前9時30分～

講座	定員	講座	定員
風ぐるま	50人	カラフルビーごま	50人
ガムテープで作る防水バッグ	30人	折り紙コーナー	なし

○名物提供

午前11時～：すいとん(200食)

○作品展示 子ども習字

○ステージ発表 午後1時10分～  
コーラス、オカリナ演奏、  
ポールエクササイズでゆがみ  
とり、ケーナ演奏、ダンス



○市民の茶席 午前10時～

星野 雪由先生(煎茶道 東阿部流)、西毛茶道会  
(煎茶、抹茶を200人分用意いたします)

○記念講演 午後3時～4時30分

堀尾 正明さん  
(フリーアナウンサー/  
元NHKアナウンサー)  
「あなたが主役でまちが輝く  
～地域の底力のヒミツ～」



問合せ▶☎生涯学習課 安中会場について(☎内線2242)  
松井田会場について(☎内線2244)

### 人権週間とその後

平成24年度人権作品集「おもいやり」から

安中市立松井田南中学校  
1年 瀧川 智菜

人権週間中の道徳の時間に、世界人権宣言について勉強しました。世界人権宣言という言葉は少し耳にしたことがあるくらいで、よく知りませんでした。そして、三十条まであることを知りました。第三十条に「権利を奪う」「権利はない」と書かれていました。それは、自分の自由と権利を、他の人の自由と権利を壊すために使つてはいかないという意味でした。私はわざわざこんな条文を作らなくてもいいのではないかと思っていました。

今まで私は、人権と聞くと難しいことばかり考えてしまっていました。「生まれながらにもっている権利」「人として生きる権利」そのような言葉をよく聞いていたが、そんなの当たり前だと思つてしまつたが、そんなの当たり前だと思つて人が売りに買われていたり、食べ物や飲み物をとらずに働かされていたりしたことを知りました。その時代に、人権という言葉があったのは知りませんが、奴隷とされてきた人たちは、人としての権利を他人に壊されていたのではと、授業の後に気付きました。私は友達に聞いてみました。その友達は確かにそうだねと、私の話を聞いてくれました。

そして、小学六年生の時に読んだ『アンクル・トムの小屋』という本を、もう一度読んでみようと思ひました。内容はこのような感じです。主人公のトムは黒人で奴隷です。優しい主人と暮らしていましたが、売り買いされてしまい、やがてサイモン・レグリーという人を買われてしまいました。(つづく)

問合せ▶☎生涯学習課生涯学習係

(☎内線2244)

# 学習の森

## だより

No.99

『安中の100周年』

### ふるさと人物伝⑮内藤政森その2

#### 学習の森 文化財係

政森の治世中最大の事件は、享保12年(一七二七)に起きた年貢減免騒動で碓氷郡内の安中藩領33カ村のうち21カ村が参加するという大規模なものでした。

農民の不穏な動きを察知した安中藩では、城下4カ村(上野尻・谷津・常木・下野尻)の名主に「農民の中に何か願い事があるようだが、願い事があれば4月1日までに藩へ取り次ぐこと。なければその旨の証文を取り4月3日までに提出せよ」と命じました。その結果願いが無いと証文を提出したのは、わずか7カ村だけでした。4月4日、上後閑の棚沢へ21カ村の農民たちが集まり、8日の夜にかけて上野尻村の名主惣三郎方にて談判し、更に10日も夜中まで談判しましたが埒があかず、ついに代表が江戸表へ直訴することに決して、翌朝江戸に向けて出発してしまいました。

これは一大事と、城下4カ村の名主組頭らが後を追って中宿村で追いつき、「いづれ藩から正式な回答があるだろうから」と彼らを押しとどめました。このような事を繰り返しているうち、よう



平成25年度「文化財愛護ポスター」優秀作品(敬称略) 飯野 花楓(西横野小5年)

やく4月16日になって安中藩から正式な回答(14カ条の覚書)が農民のもとに到着しました。

その主な内容は、次のようなものでした。

一、検見は、年々立毛相応にお慈悲をもって申し付ける。

一、農民持ちの山林の竹木は、一部を除き、今後は、勝手次第に切り取りとつてよい。

一、年貢米は、今後一俵四斗二升入れでよい。

一、夫人(労役人夫)は、高割りで申し付てきたが今後は免除する。

一、萱・麻柄・藁・秣などの申し付けは、軽減する。

一、筭の代納の分は免除、ワラビも半減する。

一、開発の難しい場所の新田開発は、申し付けない。

一、年頭や歳暮の付け届けは、一切無用とする。

農民側の激しい運動が藩から一定の譲歩を引き出した農民側の勝利と言える内容であり、藩としても直訴などの藩の名誉に関わる事態を避けたいのでしよう。

この騒動の背景としては、享保の改革による全国的な年貢増徴傾向や新田開発があり、市域に残る年貢割付状からも年貢の増加傾向が伺えます(つづく)。

### 学習の森生涯学習施設 平成26年度予約について

例年、夏休み期間中の利用が多いことから、7月・8月の生涯学習施設(つどいの間・バンガロー等)の利用予約につきまして、昨年と同様に抽選といたします。希望される人はご参集ください。

#### 【抽選会】

日時▶3月30日(日) 午前9時から受付 午前10時から抽選会  
場所▶ふるさと学習館市民ギャラリー

抽選会不参加となる場合、4月1日(7月予約)、5月1日(8月予約)に来館されても、希望日が埋まっている場合がありますので、ご注意ください。



### 第13回企画展 我が郷土の文学者

安中市で誕生した文人・詩人・作家、安中市を描いた文芸作品を展示しています。この機会にぜひご来館ください。

期間▶2月3日(月)まで  
場所▶ふるさと学習館2階  
観覧料▶一般・100円、団体(20人以上)・80円、高校生以下・無料  
時間▶午前9時~午後5時(最終入館は午後4時半)

### ★企画展関連講演会★

第3回 1月19日(日)

「文教の町安中の礎―明君板倉勝明―」  
講師：淡路博和氏(安中市文化財調査委員)



場所▶ふるさと学習館市民ギャラリー  
時間▶午後1時30分~3時30分  
定員▶50人(先着順)  
資料代▶300円

(3回分の資料代および観覧料を含む)

申込み▶電話またはふるさと学習館受付へ  
(当日受付可)

#### 問合せ▶

安中市学習の森 ふるさと学習館  
Tel.027-382-7622 Fax.027-382-7623  
Mail:furusato@des.city.annaka.gunma.jp



## 第37回市民展

第37回市民展（あんなか市民フェスティバル）が開催され、10月27日（日）には芸能協会発表大会（写真右）、11月21日（木）～26日（火）には作品展（写真上）が開催され、さまざまな発表が行われ会場がにぎわいました。



## 第23回童謡フェスティバル

11月3日（日・祝）に、松井田文化会館で第23回童謡フェスティバルが開催されました。各地から15団体が参加し、日々の練習の成果を披露しました。



## 安中市小中学校音楽発表会

10月31日（木）に、安中市文化センターで、小中学校音楽発表会が開催され、安中地区の小中学校9校の児童・生徒が参加しました。会場では多くの観客が演奏に耳を傾け、きれいな音色に聞き入っていました。



## 登山者の安全を守るために

11月4日(月)、裏妙義山系での遭難事故に備えるため、松井田山岳会、安中消防署松井田分署、安中警察署、市役所などから53人が参加して、登山者への登山指導と、遭難者救助訓練が行われました。登山指導では、3カ所の登山口で登山カードを記入してもらうなど、安全な登山を呼びかけました。また、ザイルによる登はん・下降訓練や、県防災ヘリコプターによる遭難者の吊り上げなどの救助訓練も実施されました。



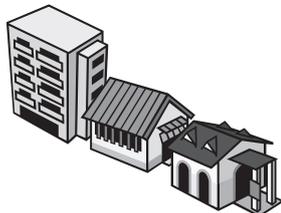
## ごみの処理は適切に

11月4日(月)に、秋の環境美化運動の一環として、(社)群馬県環境保全協会安中支部と(社)群馬県環境資源保全協会安中支部の協力のもと、不法投棄されたごみの回収が行われ、タイヤや家電製品などあわせて約2,080キロが回収されました。不法投棄は犯罪です。環境を守るために、ごみはルールに従って適切に処理しましょう。



## 災害に備えて

11月16日(土)に、横川地区において、土砂災害を想定した避難訓練が行われました。この訓練は、群馬県の砂防課から災害図上訓練の実施地区としてモデル地区の指定を受けたことから行われたもので、群馬県・群馬大学・市・横川地区住民が共同で行いました。



## 会津若松市から安中市へ

11月9日(土)に、福島県会津若松市から会津若松市民親善訪問団が本市を訪れ、安中市観光ボランティアガイドの会の案内で「裏・城ヒストリート」を見学し、磯部温泉で長旅の疲れを癒しました。ホテル磯部ガーデンにて行われた両市の交流会では、羽染健一団長、室井照平会津若松市長をはじめ、会津若松市民約60人を、安中市長や安中市観光協会会長などが出迎え、交流と親睦を図りました。



## 100歳おめでとうございます

白石ますさん(下間仁田)、田中まささん(古屋)、長尾もりさん(安中一丁目)が100歳の誕生日をむかえられ、お祝いの品が贈られました。これからもお元気に過ごしてください。(写真は白石ますさん)



## 第1回安中市産業祭

11月23日(土・祝)に、第1回安中市産業祭として、安中城址にぎわい朝市、JA碓氷安中農業祭が開催されました。多くの人でにぎわった各会場では、地元の農産物をはじめ、さまざまな模擬店が出店しました。また、特設ブースを設け、魚介類や水産加工品、物産の販売や、飲食物の無料配布などが行われました。



## 青少年健全育成市民のつどい

11月24日(日)に、文化センターで青少年健全育成市民のつどいが開催されました。当日はスポーツ・レクリエーション活動を通して、明るい郷土づくりに貢献している2団体が表彰されました。表彰式終了後にはミュージカルが上演され、多くの人が楽しみました。



## 秋の中山道、アプトの道をウォーキング

11月16日(土)に、第19回歩く健康づくり大会が開催されました。碓氷関所跡や坂本宿、旧丸山変電所などを巡る約7キロメートルの距離を総勢100人の参加者が気持ちよく歩きました。



◎ 水道管の凍結にご注意ください

冬場の厳しい冷え込みのときに、水道管が凍結して水が出なくなることや、水道管が破裂することがあります。保温材やヒーターなどで水道管やメーターボックス内の防寒をしていただき、凍結防止をお願いします。



問合せ▶ 困上水道工務課配給水係 (☎内線3123)

市民 INFORMATION

市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13  
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス:  
http://www.city.annaka.gunma.jp  
メールアドレス:  
kouhou@city.annaka.gunma.jp

◎ 県営住宅入居のご案内

県営住宅の定期募集は4月、7月、10月、1月の年4回実施しています。今回は1月入居募集のお知らせです。  
入居資格▶ 現在住宅に困窮しており、親族と入居する予定の人、または単身の高齢者や障害のある人など。  
※収入制限があります。

※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ (http://www.gunma-jkk.or.jp) をご覧ください。

申込期間▶ 1月4日(土)～18日(土)

入居可能日▶ 4月1日(火)

申込み方法▶ 所定の申込用紙を郵送

申込用紙・募集案内配布場所▶ 県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県土木事務所、市役所・町村役場

(土・日)は県住宅供給公社のみで配布しています。なお、祝日は休業となります。

その他▶ 入居者は、公開抽選で選定します。

※一部の住宅(田口団地、萱野団地、下新田団地、鼻高団地、城山団地、下河原団地、城ノ岡団地、鳥山団地、浜町団地、矢場団地、成塚団地、青柳団地、大島団地、本郷団地、田篠団地、二軒在家団地、中島団地、丘山団地)については、随時申し込みを受け付けます。詳しくはお問い合わせください

問合せ▶ 県住宅供給公社(☎027-223-5811)  
※年末年始(平成25年12月29日～1月3日)は休業となります。

◎ 介護予防一般公開セミナーのお知らせ

日時▶ 2月22日(土) 午後1時30分～3時

場所▶ 松井田文化会館 大ホール

内容▶ 「老後を安心して暮らすために」

1 地域包括ケアシステムについて

誰もが安心して暮らしていけるまちづくりをめざして

講師▶ NPO法人 じゃんけんぼん

定員▶ 先着400人(入場無料)

問合せ▶ 困介護高齢課地域包括支援センター

(☎内線1188)

◎ 高崎・安中地域文化フェスティバル

高崎市および安中市の文化協会に加盟する団体の中から幅広いジャンルの舞台発表、展示発表を行います。5年に一度開催される、地域交流を兼ねた日頃の成果の発表会です。

入場無料ですので、この機会にぜひ足をお運びください。

展示部門	舞台部門	日時	場所
午前9時～午後5時 (3日は午後3時まで)	2月2日(日) 午前10時～	2月1日(土)～3日(月)	高崎市文化会館
安中市文化センター			

※2月1日(土)午前10時から茶席もご用意しております。

詳しくは、市有施設などに掲示しているポスターをご覧ください。

問合せ▶ 安中市文化協会(☎381-0586)

◎ 第8回安中市上毛かるた大会

第8回安中市上毛かるた大会を次のとおり開催します。

日時▶ 1月26日(日) 午前8時

30分(競技開始:午前9時)

場所▶ 安中体育館(旧安中高校)

※皆さん乗り合わせでお越しください。

※競技中のフラッシュ撮影はご遠慮ください。

問合せ▶

困生涯学習課社会教育係

(☎内線2243)



◎1月10日は110番の日

緊急時 頼れるあなたの 110番

○緊急のとき局番なしで110番(無料)

「交通事故発生」・「泥棒に入られた」・「ケンカをしている」  
など、警察にすぐに来て欲しいときには、あわてず、あせらず、  
110番通報してください。

安心の 警察相談 #9110

○緊急以外の相談や問い合わせなどは「#9110番」

110番の電話回線には限りがあり、緊急専用としている  
ため、相談や問い合わせなどは、#9110番に電話をしてく  
ださい。

※携帯電話で110番する場合の注意事項

・県境付近からの通報では他県の警察本部にかかる場合があ  
ります。

・車両を運転しながら通報はしないでください。

問合せ▼安中警察署(☎381-0110)



おめでとうございます

平成25年度前期技能検定合格者発表

技能検定は働く人たちの技能の程度を一定の基準で検定し、特級・1級・単一等級・2級・  
3級に格付けして公証する国家検定制度です。

今回の検定で見事合格したのは次の皆さんです。(敬称略)

問合せ▼商工観光課商工労働係(☎内線2621)

職種名	作業名	級別	氏名	地区
機械加工	マシニングセンタ作業	1級	上原 一宏	松井田町八城
金属プレス加工	金属プレス作業	1級	清水 栄勇	松井田町八城
電子機器組立て	電子機器組立て作業	1級	原田 和明	松井田町土塩
プラスチック成形	射出成形作業	1級	武藤 和男	大竹
建築板金	ダクト板金作業	1級	多胡 英明	中秋間
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ-工事作業	単一等級	鈴木 徹也	古屋
金属熱処理	一般熱処理作業	2級	田中 剛	築瀬
金属熱処理	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	2級	荒川 康之	松井田町二軒在家
機械加工	普通旋盤作業	2級	神田 拓弥	板鼻
機械加工	マシニングセンタ作業	2級	綿貫 昌城	安中
鉄工	製缶作業	2級	新川 和生	松井田町新堀
鉄工	構造物鉄工作業	2級	鳥山 雅希	原市
建築大工	大工工事作業	2級	中野 祐介	安中
塗装	金属塗装作業	2級	多胡 佳祐	原市
造園	造園工事作業	2級	佐藤 太雄	安中
造園	造園工事作業	2級	梁瀬 雄	板鼻
建設機械整備	建設機械整備作業	2級	北條 憲史	板鼻
機械加工	普通旋盤作業	3級	新井 貴暁	安中
機械加工	普通旋盤作業	3級	田村 鷹祐	原市
機械加工	普通旋盤作業	3級	金井 大輔	原市
機械加工	普通旋盤作業	3級	上原 拓真	松井田町新井
機械加工	普通旋盤作業	3級	佐藤 優太	松井田町人見
機械加工	普通旋盤作業	3級	土屋 貫人	松井田町八城
機械加工	普通旋盤作業	3級	鈴木 翔太	大竹
機械加工	数値制御旋盤作業	3級	池上 直人	板鼻
機械加工	マシニングセンタ作業	3級	上原 守	松井田町上増田
電子機器組立て	電子機器組立て作業	3級	山本 大吾	松井田町新堀
電子機器組立て	電子機器組立て作業	3級	五十嵐好佑	板鼻
建築大工	大工工事作業	3級	亀井 礁	秋間
機械保全	機械系保全作業	3級	加部 壮太	安中
機械保全	機械系保全作業	3級	湯本 優志	松井田町二軒在家
機械保全	機械系保全作業	3級	吉沢 真樹	松井田町八城
機械保全	機械系保全作業	3級	茂木 翼	中野谷
機械保全	電気系保全作業	3級	関口 貴大	磯部
機械保全	電気系保全作業	3級	今井 直哉	磯部

# 行事カレンダー

1月1日→2月15日

日曜日	行事名	日曜日	行事名	日曜日	行事名	
<b>1月</b>			20 月	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	<b>2 日</b>	●市民マラソン大会 スポーツセンター 8:30～ ●市民(親子)スキー教室 湯の丸高原スキー場(市役所7:00～) ●高崎・安中地域文化フェスティバル(展示部門) 文化センター 9:00～17:00 ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00 ●スプリングフェスティバル松井田会場 文化会館 作品展 9:00～15:00 体験 10:00～15:00
1 水		21 火		3 月	●市民献血 松井田保健センター 10:00～11:30 12:30～14:00 松井田病院 15:00～16:00 ●高崎・安中地域文化フェスティバル(展示部門) 文化センター 9:00～15:00	
2 木		22 水	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	4 火		
3 金		23 木	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	5 水		
4 土	●安中図書館リニューアルオープン 9:00～18:00	24 金	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	6 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	
5 日	●市民課休日窓口 8:30～12:00	25 土	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00 ●図書読み聞かせ 文化センター 14:00～15:00	7 金		
6 月		26 日	●安中市職員(専門職)採用試験 困 10:00～ ●群馬県 100km 駅伝競走大会 正田醤油スタジアム群馬 8:30～ ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00	8 土	●スプリングフェスティバル安中会場 文化センター 9:30～16:30 ●春の映画鑑賞会チケット発売日 文化会館 9:00～	
7 火		27 月	●初心者パソコン講座 文化センター 13:00～16:00 ●第1回農業委員会総会 困 11:00～	9 日	●市民綱引き大会 松井田体育館 8:30～	
8 水		28 火		10 月		
9 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	29 水	●初心者パソコン講座 文化センター 13:00～16:00	11 火		
10 金		30 木	●初心者パソコン講座 文化センター 13:00～16:00	12 水		
11 土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	31 金	●初心者パソコン講座 文化センター 13:00～16:00	13 木	●所得税還付申告 困・困 9:00～16:00 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	
12 日	●成人式 文化センター 9:40～(受付 9:00～)	<b>2月</b>			14 金	●所得税還付申告 困・困 9:00～16:00 ●JAM Project LIVE TOUR2013～2014 文化センター 17:30～
13 月		1 土	●高崎・安中地域文化フェスティバル(展示部門) 文化センター 9:00～17:00 ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00 ●市民の茶席 文化センター 10:00～ ●スプリングフェスティバル松井田会場 文化会館 作品展 9:00～17:00	15 土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30	
14 火					※毎週月曜日は市民交通安全日、 毎月1日は県民交通安全日です。	
15 水						
16 木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30～15:30					
17 金						
18 土	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00					
19 日	●企画展関連講演会 「文教の町安中の礎 —明君板倉勝明—」 学習の森 13:30～15:30 ●市民スキー大会 軽井沢プリンスホテルスキー場 8:30～ ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00～16:00					

## 休館のご案内

恵みの湯	1/1・7・21 2/4	碓氷川熱帯植物園	1/1～4・7・14・21・28 2/4・12
峠の湯	※当分の間、休業いたします。	スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	1/1～3・6・14・20・27※ 2/3・10※・12
鉄道文化むら	1/1～4・7・14・21・28 2/4・12	学習の森	1/1～3・7・14・15・21・28 2/4・12
文化センター	1/1～3・7・14・15・21・28 2/4・11・12	老人福祉センター	1/1～4・6・13・14・20・27 2/3・10・12
文化会館	1/1～4・6・14・20・27・31 2/3・10		

# 相談案内

1月1日→2月15日

<p><b>行政相談</b>                  1/9・16 2/6 9時～12時                  1/6 2/3 13時30分～16時</p> <p><b>無料法律相談</b>                  1/10・17 2/7 13時～16時                  ※要電話予約 困法制課 (☎内線1043)</p> <p><b>人権相談</b>                  1/16 13時30分～16時</p> <p><b>家庭児童相談</b>                  電話相談・面接相談 (困子ども課)                  月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時                  ※要電話予約 困子ども課 (☎382-8005)</p> <p><b>健康相談</b>                  (生活習慣病・アスベスト・育児・栄養相談など)                  1/月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分                  2/毎月第二金曜日 9時30分～11時30分</p> <p><b>妊婦生活相談 (母子手帳交付)</b>                  1/月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分</p> <p><b>消費生活相談</b>                  消費生活センター (困敷地内)                  月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)</p> <p><b>労働相談</b>                  1/第1・3火曜日 13時30分～16時                  ※要電話予約 2/商工観光課 (☎内線2621)</p>	<p><b>障害者相談</b>                  知的・身体障害者相談 (困・困)                  月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分                  精神障害者相談 (ヌアリーベ ☎380-5385)                  月～土曜日 (祝日を除く) 10時～18時</p> <p><b>青少年相談</b>                  電話相談・面接相談 (困青少年センター)                  月・火・水・金曜日 (祝日を除く)                  9時～14時 (正午～13時を除く)                  ※要電話予約 (☎393-4777)</p> <p><b>介護相談</b>                  電話相談・面接相談 (困・困)                  月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～16時                  ※要電話予約 1/介護高齢課 (☎内線1189)                  2/保健福祉課 (☎内線2155)</p> <p><b>心配ごと相談</b>                  地域福祉支援センター                  毎週木曜日 (祝日を除く) 9時～11時30分                  2/第9会議室                  毎週月曜日 (祝日を除く) 13時30分～16時</p> <p><b>青色申告記帳相談</b>                  安中市商工会                  月～金曜日 (祝日を除く) 9時～12時                  松井田商工会館                  月～金曜日 (祝日を除く) 9時～17時</p> <p><b>交通事故相談</b>                  安中交通安全協会                  毎週火・水曜日 (祝日を除く) 9時～16時                  ※要電話予約 (☎382-0211)</p>
---	--

## 健康通信

1月は乳がん・子宮頸がん検診の集団検診が実施されます。(1月28日まで)  
 また、結核検診と各種がん検診の個別検診については、乳がん・子宮頸がんを含め、市内医療機関にて今月1月31日まで受診可能となっています。2月以降は検診が受けられませんので、ご希望の検診をまだ受けていない人は早めに受診しましょう。  
 検診を受診の際は、オレンジ色の封筒に入っている「受診シール」が必要となりますので、忘れずにお持ちください。  
 詳細は、困健康づくり課予防係 (☎内線1172) までお問い合わせください。

## 本庁市民課 休日窓口開設日

1月5日・19日 2月2日  
 午前8時30分～正午  
 業務内容  
 ○住民票の写しの交付  
 ○戸籍謄本・抄本の発行  
 ○印鑑証明書の発行  
 ○その他市民課取扱各種証明書の発行

## 給水管修理当番業者 (1月1日～2月15日)

1 月			2 月		
1日	X・Y・Z	17日	L・S・Z	1日	H・Q・W
2日	G・K・U	18日	T・U・V	2日	I・O・Z
3日	B・D・R	19日	B・X・Y	3日	F・P・U
4日	E・N・J	20日	G・J・K	4日	B・L・S
5日	A・H・Q	21日	A・D・R	5日	J・T・V
6日	I・M・O	22日	E・M・N	6日	A・X・Y
7日	C・F・P	23日	C・H・Q	7日	G・K・M
8日	L・S・W	24日	I・O・W	8日	C・D・R
9日	T・V・Z	25日	F・P・Z	9日	E・N・W
10日	U・X・Y	26日	L・S・U	10日	H・Q・Z
11日	B・G・K	27日	B・T・V	11日	I・O・U
12日	D・J・R	28日	J・X・Y	12日	B・F・P
13日	A・E・N	29日	A・G・K	13日	J・L・S
14日	H・M・Q	30日	D・M・R	14日	A・T・V
15日	C・I・O	31日	C・E・N	15日	M・X・Y

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。 【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

業者名	TEL	業者名	TEL
A 今川設備	382-9433	N (有)武美工業	382-5061
B (有)入沢電気商会	382-1609	O (有)田中工作所	385-4126
C 碓氷設備	381-2730	P (株)半田組	385-8374
D (有)内堀設備工事	393-0157	Q (有)福美商事	381-0293
E (有)金子屋商店	393-0332	R (有)松本住設	385-6278
F (有)黒須設備工業	381-1148	S (株)茂木設備	381-6616
G 群栄工業(株)	393-1012	T (有)山田タイル工業	381-0075
H 児玉工業(有)	393-3118	U (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I (有)佐藤商店	395-2323	V (株)ユタカ	385-7647
J 佐藤燃料(株)	381-1111	W オオカワラ住器	382-1987
K (有)渋谷設備	381-1262	X 反町備工	393-3420
L (有)ジーワイ燃設	382-2891	Y 第一設備工業(有)	385-8769
M (有)須藤工業	381-2322	Z (株)フェニックス	382-5262



アニソン界のスーパーユニット  
**“JAM Project”**  
 待望の日本全国ツアー！安中市で開催！！

### 【JAM Project】

「日本のアニソン界」で活躍する実力派シンガーによって構成されるユニットで、『スーパーロボット大戦』シリーズや『牙狼』シリーズなどの主題歌を担当。

『ドラゴンボールZ』の主題歌などを担当した“影山ヒロノブ”を筆頭に、『勇者ガオガイガー』の“遠藤正明”、『ワンピース』の“きただにひろし”、『少女革命ウテナ』の“奥井雅美”、『マクロス7』の“福山芳樹”ら、そうそうたるメンバーからなるユニットで、日本を飛び越え4度もワールドツアーを行うなど海外からも高い評価を得ています。このチャンスを逃がさずぜひお越しください。

日 時▶平成26年2月15日(土) 午後5時30分開演(午後4時30分開場)

場 所▶安中市文化センター ホール

チケット▶(全席指定) 一般6,825円

※安中市文化センター窓口にて、チケット好評発売中。

## TALK

### さかなクンのギョギョッとびっくりおさかなのお話



お魚の豊富な知識と経験に裏付けされたお話や、そのキャラクターが幼児からお茶の間まで大人気の「さかなクン」がやってきます。お魚クイズ&お魚講座、海と環境の話など楽しいコーナーが盛りだくさんです。みなさんでぜひご覧ください。

日 時▶2月16日(日) 午後1時30分開演(午後1時開場)

場 所▶安中市松井田文化会館 大ホール

チケット▶(全席指定)

	前 売	当 日
大 人	1,500円	2,000円
3歳以上高校生以下	1,000円	1,500円

※チケットのお求めは、お一人様4枚まで。

※3歳未満のお子様の入場は、ご遠慮ください。

※松井田文化会館窓口にて、チケット好評発売中。

※前売りで完売した場合は、当日券はございません。



©2013 JAM Project All Rights Reserved.

受講生  
募集

## 碓氷線文化財インストラクター養成講座



市教育委員会では、国指定重要文化財「碓氷峠鉄道施設」のボランティアガイドをやりたい人や碓氷線の歴史に関心のある人を対象に標記講座を次のとおり開催いたします。奮ってご参加ください。

日時▶	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	
	2月7日(金)	2月14日(金)	2月21日(金)	3月2日(日)	3月9日(日)	午後7時 } 8時30分
				午前10時 } 正午		松井田支所基幹集落センター2階営農指導室での講義を行います。
						峠の湯駐車場に集合してめがね橋などでガイドの実地研修を行います。

申込み▶学習の森文化財係(☎382-7622)へ電話でお申し込みください。

## 東日本大震災に関する義援金について

義援金の受付は、平成26年3月31日まで行っております。皆様からの温かいご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも引き続きご協力をよろしく願いいたします。

受け付けた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送金されます。

問合せ▶困福祉課社会福祉係(☎内線1152) 困保健福祉課福祉子ども係(☎内線2157)

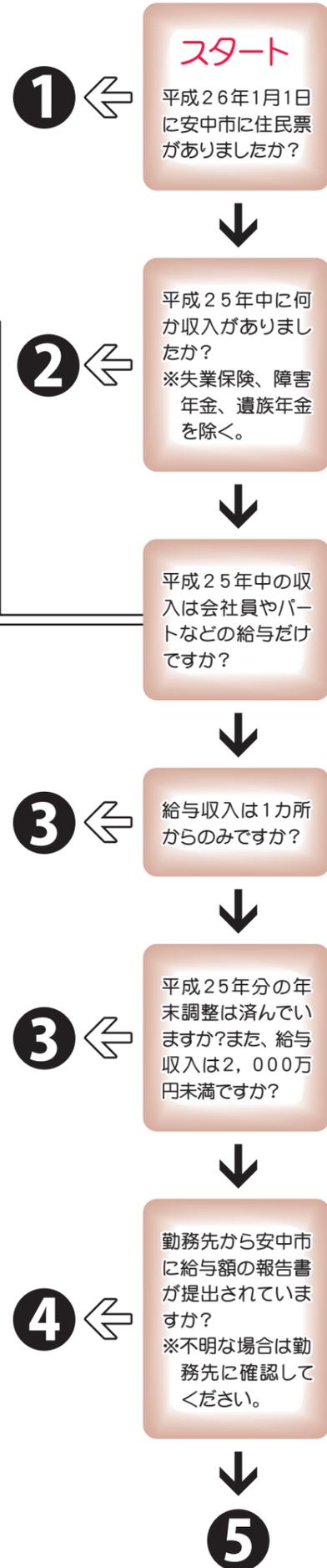
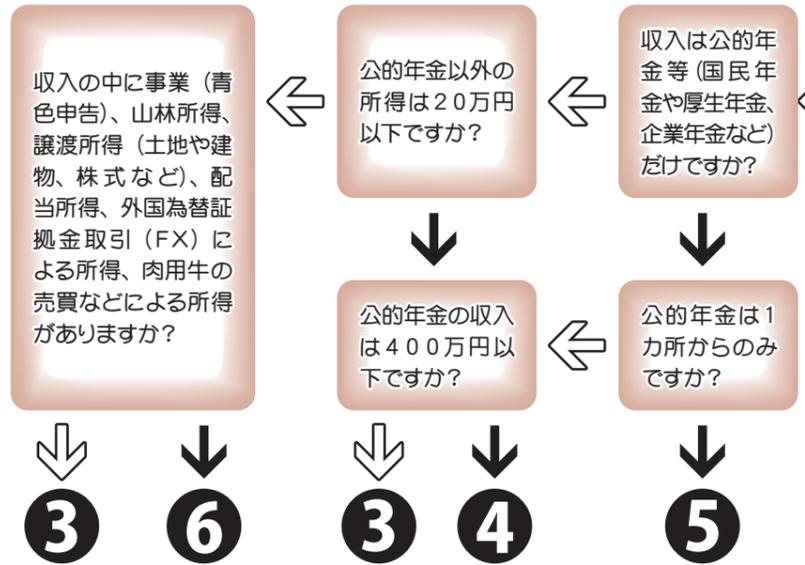
こちらをご覧ください 日本赤十字社ホームページ <http://www.jrc.or.jp/index.html>

あななか

# 申告フローチャート

スタートから矢印に沿って進んでください

はい→ いいえ⇒



結果	申告の必要性
1	平成 26 年 1 月 1 日に住民票があった市区町村、またはその自治体を管轄する税務署に申告してください。
2	収入がない旨の市・県民税の申告が必要です。特に次のいずれかに該当する場合はその手続に影響する場合がありますので、ご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>誰の扶養にもなっていない人</li> <li>国民健康保険加入者</li> <li>国民年金保険料の免除を希望する人とその世帯員</li> <li>市外に在住の親族に扶養されている人</li> <li>所得証明書などが必要な人</li> <li>後期高齢者医療保険加入者とその世帯員</li> <li>介護保険のサービスを利用する人およびその世帯員</li> <li>障害福祉サービスを利用している人</li> </ul> 会場：市役所困・窓 ※2に該当する人は1月10日から申告が可能です。申告期間中は非常に混みますので、なるべくお早めにお越しください。
3	確定申告が必要です。 会場：ビエント高崎または市役所困・窓
4	申告が必要になる場合があります。 ※医療費控除などの控除を受ける場合は申告が必要です。 会場：市役所困・窓
5	申告の必要はありません。 ※医療費控除などの控除を受ける場合は申告が必要です。
6	ビエント高崎での確定申告が必要です。 ※市役所では受付できない場合があります。 会場：ビエント高崎

問合せ▶高崎税務署個人課税第一部門 (☎322-4711)  
 困税務課市民税係 (☎内線1064)  
 窓住民課税務保険係 (☎内線2163)

# 所得税および復興特別所得税と市・県民税の申告

## 申告の日程

**所得税および復興特別所得税の確定申告**  
 会場▶ビエント高崎 (高崎市問屋町2-7)  
 受付時間▶午前9時～午後4時  
 申告期間 (ビエント高崎)▶  
 2月13日(木)～3月17日(月)  
 ※土・日曜日(下記日曜相談日以外)を除く  
 ※この期間は高崎税務署には相談会場がありませんので、ご注意ください。  
 ※この期間以外には高崎税務署での申告・相談になります。  
 日曜相談日▶2月23日(日)・3月2日(日)  
 日曜相談日受付時間▶午前9時～午後4時

**市・県民税の申告**  
 会場▶市役所困・窓  
 受付時間▶午前9時～午後4時  
 期間▶2月13日(木)～3月17日(月)  
 ※市役所困・窓でも上記の日程で確定申告の相談・申告書の受付を行います。次のいずれかに該当する人はビエント高崎で申告をお願いします。  
 ○営業所得(税務署から申告書が送付された人)  
 ○青色申告  
 ○譲渡所得(土地・建物・株式など)  
 ○外国為替証拠金取引(FX)による所得  
 ○肉用牛の売却による所得  
 ○山林所得  
 ○初回の住宅ローン控除

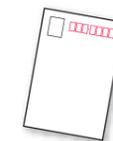
## 税の申告に必要な物

- 印鑑(朱肉を使う物)
- 平成25年中の収入がわかるもの(源泉徴収票や支払調書、収支計算書類)
- 通帳などの口座がわかるもの(申告者名義)
- 各種控除を受ける人は下記の表のとおり別表(各種控除の対象者や必要な書類など)

控除項目	対象	必要な書類など
障害者控除	障害者手帳などの交付を受けている人	障害者手帳など
	上記の人を除く65歳以上の人で、介護保険の要介護認定を受け、一定の要件に該当する人	障害者控除対象者認定書(詳しくは広報あんなか1月1日号P6をご確認ください。)
社会保険料控除(国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料など)	国民健康保険などの市に納めたもの	市から送付する納付額確認書もしくは領収書、口座振替した口座の通帳
	国民年金保険料や健康保険の任意継続など市以外に対して支払ったもの	払い込んだ領収書など
医療費控除	医療費が一定額以上ある人	昨年中に支払った医療費などの領収書(詳しくは裏面をご覧ください)
生命保険料控除・地震保険料控除	控除に該当する保険の保険料を支払った人	保険会社などが発行する控除額証明書

## 税務署から申告書が届いている皆さんへ

税務署からご自分の氏名・住所などが印字された申告書または案内はがきが届いている人は、申告時に持参してください。



## 住宅ローン控除を受ける皆さんへ(平成25年中入居者)

平成25年中に、住宅を新築もしくは購入し、住宅借入金がある人は一定の要件にあてはまれば、所得税と市・県民税の税額控除を受けることができますので、**ビエント高崎にて申告をお願いします。**

※ 医療費の領収書を入れる袋としてご利用ください

※ 確定申告書給与所得者の源泉徴収票等はこの袋に入れなくてください

# 平成 25 年分 医療費の明細書

この明細書は申告書と一緒に提出してください

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※欄が不足する場合は医療を受けた人・病院ごとに集計して記載してください

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち保険金などで補てんされる金額
			治療内容・医薬品名など	支払った医療費	
<b>(記入例) 安中太郎さんが花子さん(妻)の分の医療費もまとめて申告する場合 医療を受けた人ごとにまとめてください</b>					
安中 太郎	本人	Aクリニック	ほか 風邪 など	53,500	0
安中 花子	妻	B病院	手術(虫垂炎)	150,000	80,000
医療機関・症状が複数の場合はまとめてください			保険の特約・高額療養費などで補てんされた場合はその額を記入してください		
合 計				A	B

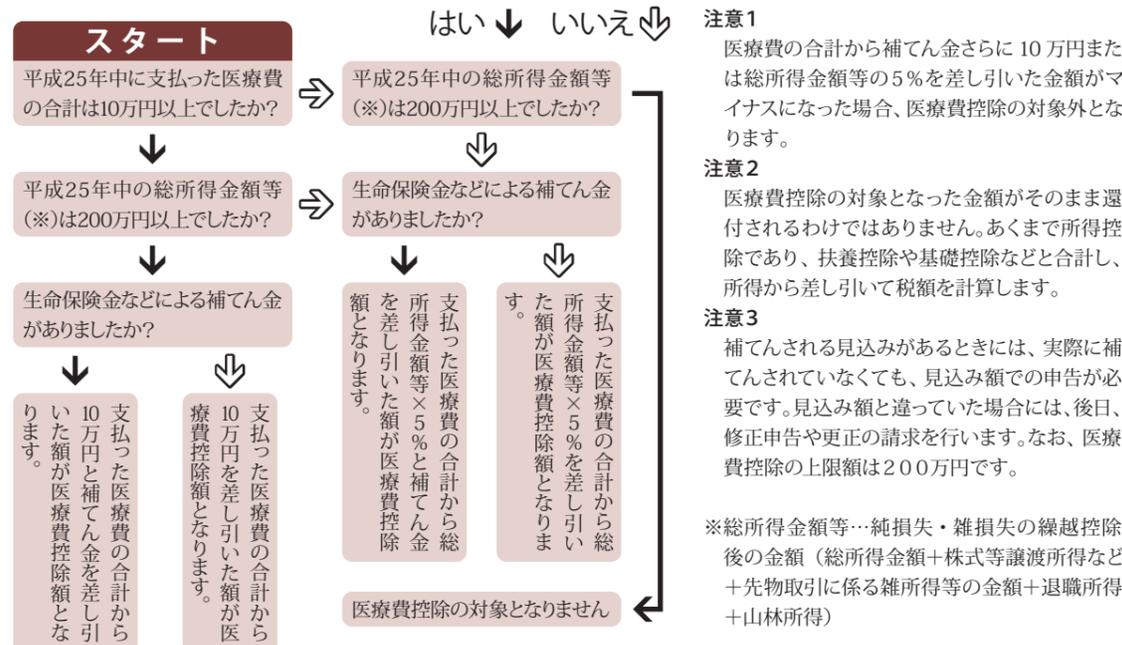
## 【控除額の計算】

支払った医療費	円	A	申告書第二表の「○所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の医療費控除に転記します。
保険金などで補てんされる金額	円	B	
差し引き金額 A-B	(赤字のときは0円)円	C	
所得金額の合計	円	D	申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記します (注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算します。 ・退職所得および山林所得がある場合…その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額 (特別控除前の金額)
D×0.05	円	E	
100,000円とEのいずれか少ないほうの金額	円	F	なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄③の金額を転記します。
C-F	(最高200万円)円	医療費控除額	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の医療費控除に転記してください

きりとりせん

## 医療費控除フローチャート

※計算の結果、マイナスになった場合は医療費控除の対象となりません



## 医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
○医師・歯科医師による診療や治療の対価 ○治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ○出産に関する費用(出産一時金を指し引いた額) ○医師等による一定の特定保健指導の対価	○医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 ・通院費・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医師等の送迎費 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉杖や義歯等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用に当たるもの ・6カ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用書」)のあるもの ○介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価	○容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ○健康診断の費用 ○自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ○治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入の費用 ○インフルエンザなどの各種予防接種費用
○保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	○左記以外で療養上の世話を受けるために特に依頼した人に払う療養上の世話の対価	○親族に支払う療養上の世話の対価
○治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	○かぜの治療のために使用した、一般的な医薬品の購入費用 ○医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	○疾病の予防または健康増進のために供されるものの購入の費用
○病院、診療所または助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	○病状から見て急を要する場合に病院に収容されるための費用	○親族などから人的役務の提供を受けたことに対し払う謝礼

注1: 人間ドックなどの健康診断や特定健康診断の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けたとき、または特定健康診断を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診断の費用は医療費控除の対象となります。

注2: おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用書」に代えることができます。

## 控除を受けるための手続

○その際、医師等が発行した領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。

○提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せず、申告書を提出する際に提示(申告書を郵送で提出する場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封)してください。

きりとりせん

やまおり

のりしろ

やまおり

のりしろ